

医療費通知よくある質問 お問い合わせの前に必ずこちらをご確認ください。

【Q1】 今回発行を希望すると、いつからいつまでの診療分が対象となるのか。

【A1】 平成31年1月～同年10月までの診療分が対象となります。
詳細は通知文内<注意点2、3>に記載のとおりです。

【Q2】 11月、12月、又はそれ以前に医療機関を受診した分が医療費通知に反映されていない。

【A2】 医療機関からの請求が到着していない診療分については未記載となります。最新の請求は10月分となりますが、それ以前のものであっても、到着していない場合があります。なお第三者加害行為が起因する傷病で組合員証を使用し受診している場合、その間に受診した全ての診療分が反映されません。詳細は通知文内<注意点2、3>に記載のとおりです。

【Q3】 夫婦で組合員の場合はどのように申請すればよいか。

【A3】 各自それぞれの所属で申請してください。

【Q4】 家族（被扶養者）の分も発行して欲しい。

【A4】 組合員本人が発行を希望した場合、被扶養者分も併せて送付しております。そのため名簿への被扶養者名の記載は不要です。

【Q5】 今回発行を希望したが届かなかった。

【A5】 共济に提出している住所、名簿に記載された組合員番号に誤りがないか確認してください。また、医療機関等からの請求が到着していない場合、通知対象外となるため送付されません。
詳細は通知文内<注意点2、3>に記載のとおりです。

【Q6】 名簿に追加が発生した。

【A6】 余白に追加とわかるように記載の上「追加となった者のみ」を記入した名簿を送付してください。

【Q7】 長期休暇中の職員の医療費通知はどうすれば良いか。

【A7】 事務担当者の方より休暇中の職員にご確認いただき、希望があれば名簿に記入してください。